ホ　責任ある投資執行体制の整備
　類似の民間事業者の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等を対象事業者の業績と連動させる等、特定事業活動支援に関する業務を行う機構の役職員が責任をもって業務を行うことができる投資の執行体制を整備すること。

三　備考
　この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

○経済産業省告示第八号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二十九条第二項の規定に基づき、認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項を次のように定める。

平成二十六年一月十七日　経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項

一　用語の定義
　この告示において使用する用語は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
イ　金融機関等　次に掲げる者（事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）をいう。
(1)　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる金融機関（協定銀行（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。）を除く。）
(2)　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合
(3)　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等
(4)　株式会社日本政策投資銀行
(5)　信用保証協会
(6)　地方公共団体（イからホまでに掲げる者のうちいずれかの者とともに債務免除等をするものに限る。）
ロ　政府関係金融機関　株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう。
ハ　債務免除等　債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生ずることが見込まれる場合の当該現物出資による移転に限る。）をいう。

二　手続実施者に確認を求める事項
　省令第二十九条第二項に規定する認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第二十一条から第二十八条までに規定する手続及び(1)から(5)までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。
(1)　当該認証紛争解決事業者が、次に掲げる事項を確認した上で省令第二十条の一時停止の通知を発していること。
（i）　債務者が次に掲げる要件を満たすものであること。
①　過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること。
②　技術、ブランド、商圏、人材等の事業基盤があり、その事業に収益性や将来性がある等事業価値があり、重要な事業部門で営業利益を計上している等債権者の支援により再生の可能性があること。
③　再生手続開始又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の申立てにより信用力が低下し、事業価値が著しく毀損される等、事業再生に支障が生じるおそれがあること。
（ii）　事業再生計画案が次のいずれにも該当すること。
①　債権額の回収の見込みが、破産手続による債権額の回収の見込みよりも大きいこと等、債権者にとっても経済的合理性が期待できること。
②　過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること。
③　実行可能性があること。
④　債権者全員の合意を得られる見込みがあること。
(2)　事業再生計画案に係る債務免除等が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち、当該事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）をいう。）により行われることとされていること。
(3)　事業再生計画案について債権者全員の合意を得た場合には、次に掲げる要件を満たすこととされていること。
（i）　事業再生計画について、債務者により公表を行うこと。ただし、公表により事業再生に著しい支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。
（ii）　債務者（会社の分割又は事業の譲渡により債務者の事業の全部又は一部を他の事業者に承継させ、かつ、当該他の事業者が当該債務者の債務を引き受けた場合には、当該他の事業者）は、債権者及び認証紛争解決事業者に対し、様式第一により事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと。
(4)　次に掲げる場合には、債務者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立て（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立てを行うこととされていること。
（i）　省令第二十二条第二項第四号又は第二十七条の期日までに、事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合
（ii）　債権者全員の合意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済することができない場合（債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合を除く。）

三　確認書の交付
　手続実施者は、省令第二十八条第一項各号に掲げる事項及び前条に規定する事項を確認した場合は、様式第二により、確認書を債務者に交付し、当該確認書を添付して認証紛争解決事業者に対して報告するものとする。

様式第一（二関係）

年　月　日

殿

債務者の名称
住所
債務者の代表者の氏名　　印